

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう中小企業者への支援制度

岸本 卓也
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら

第1 新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響について

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」といいます。)がもたらす各方面への影響が連日様々な媒体によって大々的に取り上げられていますが、企業活動にも大きな影響が及んでいます。東京商工リサーチが日本国内の企業を対象に実施した、新型コロナの企業活動への影響に関するアンケート¹によると、約7割の企業が「すでに影響が出ている」又は「今後影響が出る可能性がある」と回答しています²。

そこで、本稿では、新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業への金融支援としてどのような制度があるかを説明いたします。

第2 中小企業者への資金繰り支援制度

経済産業省は、新型コロナの企業活動に対する影響を緩和するために、中小企業者³への支援策を続々と発表しています。以下では、そのうち本稿の脱稿時点(2020年3月6日)における主な資金繰り支援制度の概要を紹介します。

1 セーフティネット保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者の金融機関からの借入債務を信用保証協会が保証する制度で、今回は、2つの保証制度による支援策が打ち出されています。なお、セーフティネット保証制度は、以下のとおり、あくまで保証限度額を別枠化する制度であり、直接的に資金調達が得られる

ものではありません。

(1) セーフティネット保証4号

<対象となる中小企業者>

以下の①及び②を満たす中小企業者が対象となります。

- ① 1年間以上継続して事業を行っていること
- ② 新型コロナの発生に起因して、新型コロナの影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

<内容>

上記要件を満たした者(市区町村において認定を受けることが必要。)のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額とは「別枠」で借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の100%を保証します。

(2) セーフティネット保証5号

<対象となる中小企業者>

以下の①又は②のいずれかに該当する中小企業者が対象となります。

- ① 旅行業、宿泊業、飲食業等の指定業種⁴(以下「指定業種」といいます。)に属する事業を行っており、最近3か月間の

1: https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200220_04.html

2: アンケートの実施期間は2020年2月7日から同月16日までの期間であり、現時点ではより多くの企業活動に影響を及ぼしているものと考えられます。

3: 制度によって「中小企業者」の定義が異なることがありますので、適用対象者については、各制度の担当機関にお問い合わせ下さい。

4: その他の指定業種については、経済産業省・中小企業庁HP (<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>) より、ご確認ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。ただし、2020年2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和がされています⁵。

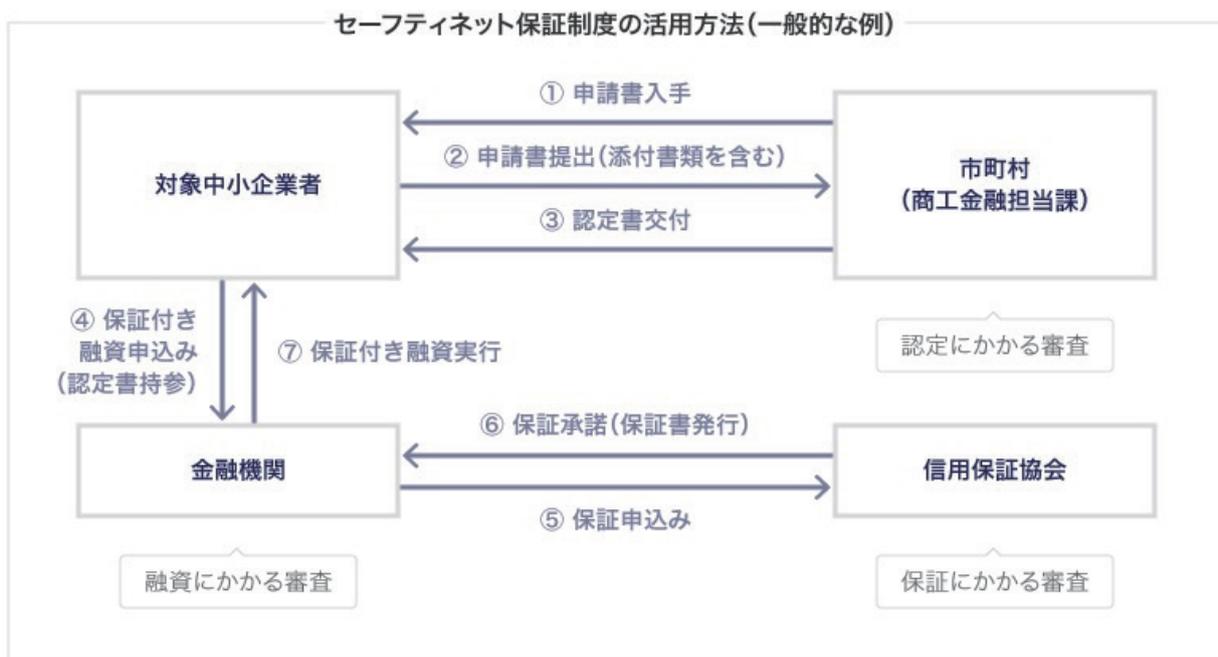
② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと

<内容>

上記要件を満たした者(市区町村において認定を受けるこ

とが必要。)のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額とは「別枠」で借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の80%を保証します。なお、セーフティネット保証4号及び5号は併用が可能です。併用した場合、4号と5号の保証枠は同一の保証枠として扱われます。

以下は、セーフティネット保証制度の活用方法を図示したものです。なお、以下の図は北海道経済産業局の例であり、市区町村の担当課は、各市区町村で異なる可能性があります。



(出典：北海道経済産業局「セーフティネット保証制度」(<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/safetynet.htm>))

2 セーフティネット貸付制度 (経営環境変化対応資金)

社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上減少等の業況悪化を来しているものの、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業

者の経営基盤の強化を支援する日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫(以下「日本公庫等」といいます。)による貸付制度です。

<対象となる中小企業者>

平時は、最近の決算期における売上高が前期又は前々期

5: 2020年2月の売上高実績並びに同年3月及び4月の売上高見込みが前年同期比で5%以上減少している場合でも要件を満たすということです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

に比し5%以上減少している等の要件を満たすことが必要とされますが、2020年2月14日からは、こうした数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる中小企業者も含めて融資対象とする、という要件緩和が実施されています。

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として7億2000万円を限度とし、基準金利を1.11%⁶として融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合15年以内(内、据置期間は3年以内。)、運転資金の場合8年以内(内、据置期間は3年以内。)となります。

3 衛生環境激変対策特別貸付制度

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るための日本公庫等による特別貸付制度です。

<対象となる中小企業者>

新型コロナの発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店業及び喫茶店業を営む者であって、以下の①及び②を満たす中小企業者が対象となります。

① 最近1か月間の売上が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること

② 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、運転資金として1000万円(旅館業は3000万円。)を限度とし、基準金利を1.91%⁷、貸付期間を7年以内(内、据置期間は2年以内。)として融資を行います。

6:2020年3月2日時点の金利であり、貸付期間・担保の有無等によって変動します。

7:2020年2月3日時点の金利であり、貸付期間・担保の有無等によって変動します。なお、振興計画に基づく事業を実施している場合、基準利率は-0.9%となります。

8:いずれも新型コロナを契機に特別に要件緩和等がされた制度ではありません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 連鎖倒産防止制度について

上記のように、中小企業者への資金繰り支援制度は続々と準備されていますが、新型コロナが原因となって倒産に至る企業が徐々に増加していることは紛れもない事実であり、今後もその数は増加するものと考えられます。そこで、以下では連鎖倒産を防ぐことを目的とした主な制度を紹介いたします⁸。

1 セーフティネット保証1号

<対象となる中小企業者>

以下の①又は②のいずれかに該当する中小企業者が対象となります。なお、セーフティネット保証1号は、民事再生手続開始の申立等を行った債務者企業が、経済産業大臣から「大型倒産事業者」の指定を受ける必要があるため、経済産業省に対して、当該指定に関する要請等を行うことも重要となります。

① 大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権等を有していること

② 大型倒産事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、大型倒産事業者との取引規模が20%以上であること

<内容>

上記要件を満たした者のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額とは別枠で借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の100%を保証します。

2 セーフティネット貸付制度

(取引企業倒産対応資金)

<対象となる中小企業者>

取引企業が事実上事業の継続が困難となったことにより経

営に困難を来している者の内、上記取引企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する等、一定の要件⁹を満たす中小企業者が対象となります。

<内容>

上記要件を満たした者について、日本政策金融公庫が、運転資金として1億5000万円を限度とし、基準金利を1.11%¹⁰、貸付期間を8年以内(内、据置期間は3年以内。)として融資を行います。

3 経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済制度)

<対象となる中小企業者>

経営セーフティ共済の加入者のうち、取引企業が取引停止処分等(中小企業倒産防止共済法2条2項2号、同法施行規則10条の2第1項各号)に陥った中小企業者が対象となります。

<内容>

経営セーフティ共済の加入者について、独立行政法人中小企業基盤整備が、50万円から8000万円まで(5万円単位)の範囲内で、無利子、無担保、保証人不要で融資を行います。

す。貸付期間は、5000万円未満は5年、5000万円以上6500万円未満は6年、6500万円以上8000万円以下は7年(内、据置期間は6か月。)とされています。

4 市区町村の倒産対応融資制度

各市区町村においても中小企業者に対して融資を行う制度が用意されており、連鎖倒産を防ぐための有効な手段の一つとなっています。具体的な内容は各市区町村によって異なりますので、各市区町村の担当部署にご確認ください。

第4 今後について

以上、新型コロナに立ち向かう中小企業者への主な金融支援制度を紹介しましたが、本稿を執筆中にもこれらの制度に関する情報の更新等が行われており、これらの制度の運用も刻一刻と変化することが予想されます(本稿は2020年3月6日に脱稿。)¹¹。また、今後、今年度予算の予備費を活用した新たな支援制度が発表されることも予想されますので、新型コロナの影響を受ける企業向けの支援策を紹介する経済産業省のHP(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)等を注視していくことも重要となります。

9:その他の要件は、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付に関するHP(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/06_tousanntaisaku_m_t.html)をご覧ください。

10:2020年3月2日時点の金利であり、貸付期間・担保の有無等によって変動します。

11:経済産業省が発行する、新型コロナの影響を受ける企業向けの支援策を整理したパンフレットは、2020年2月28日17時に経済産業省のHP(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)にて公開され、その後、同年3月3日13時、同月4日22時、同月5日14時に更新されています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】